

第三者評価結果

事業所名：利正寺保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は児童福祉法、保育所保育指針の趣旨にもとづき保育理念、保育方針、保育目標が明示され年齢ごとに養護内容、教育内容が記述されています。社会的な責任、子どもの人権尊重、説明責任、個人情報保護、苦情解決、健康管理、環境衛生管理、安全対策、事故防止、災害への備え、職員の資質向上、子どもの発達過程、長時間保育、子育て支援等の項目の計画をもとにして各年齢の計画を園長が作成しています。作成後、職員会議で検討、確認が行われています。年度末には振り返り、見直しを行い次年度に生かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 室内では温湿度計、エアコン、空気清浄機、CO2測定器を各クラス整備しており、定期的に換気を行い、子どもにとって適切な環境に配慮しています。室内外、玩具等も一日何度か消毒を行い、職員は各自消毒薬を携帯して感染防止に努めています。登園時も含め1日3回の検温、食事時も透明の衝立を設置し黙食を行っています。パーテーションや衝立を工夫して仕切りを作り、特に配慮が必要な子にはゆったりと落ち着ける空間づくりを工夫しています。手洗い場やトイレも掃除が行き届いて清潔に保たれており、洗剤なども手の届かない所に置いて安全に配慮しています。子どもが生活しやすく安全で心地よく過ごせる環境作りが整備されています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント> 入園面接時に子どもを取り巻く家庭環境や発達状況の確認を行い、個人差を把握しています。ありのままの自分を表現できるように子どもの欲求を受け止め、子どもと関わる保育を行っています。表現する力が十分でない子どもや配慮が必要な子どもに関しては、一人ひとり気持ちを汲み取るように対応しています。個々の子どもの状態に応じた対応や言葉かけを行っています。クラス全体での保育活動や生活の切り替え時にせかしてしまう場面があり、園長が指導を行っています。今後、職員同士お互いに注意し合っの保育を進める事が期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 基本的な生活習慣は一人ひとりの発達に合わせて進めていく事を大切にしています。食事、着替え、トイレトレーニング、睡眠、片付け等、自分でやろうとする気持ちを大切にしながら見守り、援助し、出来た時の自信へとつなげています。トイレトレーニングは家庭の考え方もあり各家庭の意向に合わせています。5歳児は午睡をなくしています。生活習慣については家庭の考えが様々で、話し合い、理解、連携の検討がされています。保育活動の中では生活習慣や病気について、大切さを伝えられるように紙芝居や職員の話、クラス内の掲示も行い、子どもが理解できるように働きかけています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p><コメント> 各保育室には発達に合わせた玩具類が多くありますが、スペースの関係で一部は収納されています。自由遊びの際は職員の声かけにより何種類かの玩具を出して遊びが始まります。絵本類は自分で取り出せるようになっています。園では開園当初よりはだし保育を積極的に行っており、丈夫な体作りが特徴となっています。裸足で過ごすことにより土踏まずの形成や季節の移り変わりを肌で感じられるようにしていますが、冬場は子どもの自主性に任せ靴を履く子、はだしの子と様々です。子どもの主体的な活動が出来るよう、子どもの気持ちを大切に禁止事項はなるべく少なくして見守っています。歴史のある園で地域とのつながりが沢山あり、コロナ禍の現在でも、高齢者施設の方が誕生会にプレゼントを持って来て下さるなどの機会もあります。更に子どもが主体的に活動し、自主性、自発性を伸ばしていけるような環境づくりの工夫が期待されます。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	
<p><コメント> 0歳児クラスがないため非該当。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園は1歳児クラスはなく、2歳児からの受け入れを行っています。職員は子どもの発達状況、家庭環境、性格を考慮して個々に対応が出来るように心掛け、子ども同士の関わりを大切にしています。一人ひとりの発達段階の中で、自我の育ちが著しい年齢で、時として物の取り合いでけんかが生じることがありますが、噛んだり引っかいたりすることがないように配慮し仲立ちをしています。保育室の手洗いの位置を移動したことにより、保育の動線がスムーズに行えるよう環境整備をしています。家庭とは連絡ノート、健康手帳、出欠席ノートや送迎時を使って子どもの様子を伝え合い連携が取れるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児はままごとごっこやブロック遊びが盛んで、子どもが興味、関心ある遊びに安心して取り組めるようにしています。4歳児は友だちと教え合って遊んだり、友だちが困っている時には声をかける等友だちと楽しんで遊ぶ姿が多くみられます。5歳児は鬼ごっこ、集団遊びが盛んで、ルールを決めて守って遊ぶ楽しさや、協力して遊びを進めていく姿があります。縄跳びや羽根つき、コマ回し等日本の伝統的な遊びも積極的に行っています。全体での活動としては縁日ごっこ、運動会、生活発表会等、異年齢との関わりも持てるような保育を行っています。その他に週1回講師を招いての体操教室や4、5歳児対象の英語教室なども行ない、裸足保育を中心に様々な保育活動を積極的に展開しています。活動は園だよりや日々降園時に保護者に伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 現状の保育環境の中で可能な障害児の受け入れを行っています。現状の環境整備の工夫としてパーテーションや衝立を利用して落ち着ける空間を作り、個々に合わせた配慮をして保育を行っています。子ども同士の関わりが持てるようにしたり、好きな玩具で落ち着いて遊ぶ等、その子その子に応じて対応しています。障がいの状況に応じて個別指導計画を立て、クラスの指導計画と連携をもたせています。保護者とは個人面談を行うとともに専門機関と連携して療育センターの巡回指導を依頼しアドバイスを受けています。職員は障害児保育について研修を受け、知識や情報を得ています。保育園の入園面接で重要事項説明の折、障害児保育を実施している保育園である事を全保護者に周知しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 全体的な計画の中に長時間等在園時間を考慮した保育についての取組が明示されています。登園から降園まで1日の生活を見通して無理なく過ごせるように、朝夕の延長保育時間の保育はまず落ち着いてゆったり過ごせるように配慮しています。コロナ感染防止の観点から異年齢児合同保育は減っていますが、年齢にあった玩具や子ども番組を見たりして落ち着いた活動が出来るように工夫をしています。夕方の保育時間の長い子どもは夕食に支障ない量の牛乳、お菓子の提供を行い、生活リズムに配慮して過ごしています。職員間の引き継ぎは連絡ノートを使い連絡漏れのないようにしていますが、子どもの状況については全職員と共有できない時や降園時のお迎えが代理の人の場合に連絡漏れが生じがちとなっています。今後引き継ぎの仕方や方法の工夫が望まれます。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 小学校との連携は全体的な計画に明示され、5歳児の計画にも就学前を見通した実施内容が示されています。従前は1年生との交流、学校の運動会、文化祭の参加、保育行事などの案内、小学参観日への参加、幼保小連絡会議等が行われていましたが、コロナ感染予防により交流は行われていません。就学に向けて、食事では自分の食べられる量を自分で決め時間内にお箸で食べる事など生活リズムを身に付けられるようにしています。文字への関心や時計を意識した声かけも行っています。保護者には個人面談を通して見通しが持てるよう働きかけ、助言を行っています。5歳児担任は保育所児童保育要録を作成し、園長の確認のもと学校へ送付しています。コロナ感染予防状況の中ですが、交流方法を工夫して小学校との連携を図ることが期待されます。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 「年間保健計画」「年間健康管理内容」や全体的な計画の中の健康管理項目にもとづき、健康管理を適切に行っています。毎朝保護者からの聞き取りや健康カードで体調をチェックし、登園時と日中に2回体温を測り子どもの健康状態を確認しています。子どもの体調変化や受診が必要なケガについては保護者に連絡を取って対応しています。小さなケガについても降園時に伝えています。保護者には保健便りの配布や1人でも感染症が発生した場合の掲示等、状況に応じて情報提供し健康管理に関する啓発を行っています。入園前の既往症や予防接種の状況は入園時に把握しており、入園後は毎月身体測定、年2回健康診断や歯科健診、年1回尿検査、視聴覚検査（4歳児対象）を実施し、子どもの健康管理を適切に行っています。園は2歳児からの受け入れのため、乳幼児突然死症候群予防の午睡時呼吸確認の記録は行われていませんが、目視による確認は行っています。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康診断、歯科健診、尿検査、4歳児対象の視聴覚検査等の健診結果は健康台帳に記録され、職員はいつでも確認することができます。保護者には健診を行った日に健診結果を知らせ、受診が必要な症状がある場合は個々に伝えています。健診に対してあまり関心がなかったり、欠席がちな保護者もいるので啓発方法を工夫することが望まれます。健康診断や歯科健診等健診の前後に紙芝居、絵本にて健康づくりに関する内容を保育の中に取り上げています。コロナ禍以前は歯の磨き方の園医によるブラッシング指導もありました。保健に関する指導計画に健診結果を反映させた保育が行われています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 横浜市の「アレルギー児対応ガイドライン」マニュアルをもとに子どもの状況に応じて対応を行っています。入園時の面接で医師からの診断書をもとに除去食品の確認を行い、入園後は毎月保護者、担任、栄養士の三者で献立表を見ながら除去食、対応食の確認をしています。食事の提供時は誤食を防ぐため、トレイ、食器は専用のものを用意し、栄養士と保育士でダブルチェックをしています。アレルギー疾患の保育を実施していることは入園時の重要事項説明書で保護者全体に説明しており、他の子どもにも状況に応じて話をすることがあります。慢性疾患も同様に医師からの指示書をもとに対応する体制があります。今後はアレルギー疾患や慢性疾患に関する研修を園内、園外で受講し知識、情報を得ていく事が望まれます。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 食に関する豊かな経験や食事を楽しむ事が出来るよう「食育計画」があり、年間の取組が明示されています。全体的な計画の中にも食育の項目があり、様々な食育活動が行われています。トウモロコシの皮むき、そら豆の下ごしらえ、野菜の栽培、カレーパーティーの時は野菜の皮むきや野菜切り等を積極的に行っていますが、現在コロナ禍により食育活動は一部制限しています。本来、食事は体を沢山使ひ、お腹をすかせて友だちと一緒に食べる楽しい時間となることをめざしていますが、コロナ感染予防により今は衝立を設置しての黙食としています。配膳は職員が個人差や食欲に応じて個々の子どもに適した量で提供しています。食器は強化磁気食器を使用しスプーン、お箸は年齢や発達に応じたサイズを用意しています。写真入りの献立掲示や年2回の給食だより、レシピ紹介、毎月の献立表等食生活や食育に関する取組を家庭と連携して行っています。</p>	

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 献立は日替わりメニューとなっており、旬の食材を使用した季節感のある献立となっています。餅つき、七草がゆ、ひな祭りちらし等の行事食も取り入れ、おいしい食事を提供しています。一人ひとりの好き嫌いや食べられる量を記録して把握し、無理強いしないようにしています。給食日誌には検食記録、喫食状況、残食量を記録して献立や調理の工夫に生かしています。又、毎日のミーティングで子どもの様子を話し合う事で調理方法や味付け等献立の改善に繋がっています。栄養士は各クラスの食事の様子を観察して嗜好や食事量を確認したり、4、5歳児対象にボードを使って献立の食材や栄養の話をする機会を作っていますが、現在はコロナ感染予防の為中止しています。調理室の衛生管理はマニュアルにもとづいて適切に行われています。</p>	

A-2 子育て支援

<p>A-2-(1) 家庭と緊密な連携</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 2歳児は連絡帳で体調やその日の出来事を確認しています。3歳児以上はホワイトボードで「今日のできごと」を保護者へ伝えていきます。日々の送迎時を大切に、家庭での様子を聞いたり、その日の子どものエピソードを伝えたり、保護者とコミュニケーションを取り、信頼関係を築く努力をしています。年に2回の保護者会では、日々の保育の様子をビデオ上映して好評を得ています。希望者には保育参観も受け付けています。運動会や発表会、懇談会、個人面談などの機会をとらえ、園の保育の方針や日々の保育について保護者にわかりやすく伝えていきます。保護者の聞いてみたいことを吸い上げる工夫を検討しています。</p>	
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 送迎時に園での1日の様子や家庭での様子を保護者と伝えあい、信頼関係を築く努力をしています。保護者に対する支援は園の重要な役割と考え、何かあればいつでも相談に応じることを保護者へ呼びかけています。相談には、その都度応じられるようにしています。クラス担任が相談を受けると、主任や他の詳しい職員に助言をもらいながら対応しています。内容によっては主任へつなぐこともあります。相談内容は、副園長、主任に報告し、助言を受け、適切に記録しています。保護者が安心して子育てができるよう支援に取り組んでいます。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 職員は、子どもの状態などに気になることがあれば、すぐに副園長、主任に報告、相談をしています。虐待が疑われた場合は、さりげなく写真を撮ったり、子ども自身に話を聞くなどし、様子を観察しています。児童相談所とはいつでも連絡が取れる体制があります。また、子どもの様子だけでなく、保護者や家庭の様子等、気になることがあれば、こちらから声かけし相談に乗るようにしています。区からの情報で事実確認が取れていない不確かな情報や確実な情報についても全職員で情報共有し、対応について話し合っています。権利侵害の対応マニュアルの整備とマニュアルにもとづく職員研修の実施が期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント> 各クラスの話し合いを毎月行い、良かった点や改善すべき点を確認しながら月案、週案を立案し、子どもへの対応や保育について共通認識のもとで保育を進めています。日々の日誌でも子どもの意欲や取組の過程について記録しています。毎日のミーティングや会議で保育を振り返り、反省点や改善点を話し合っています。運動会や発表会等で保育士の関わりや成長についての考察、反省、評価等を振り返りに繋がっています。保育士一人ひとりの自己評価は、年度末の会議で振り返り話し合うこともあります。園の自己評価は年度末に行っています。保育士等の自己評価は個別に行うだけでなく、職員相互の話し合い等を通じて行い、一人では気づけなかった保育の良さや課題の確認に繋げることも大切です。保育士の自己評価を園全体の自己評価に繋げ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組を行うことが期待されます。</p>	